

一般社団法人静岡県医師会会長
県 内 郡 市 医 師 会 長
公益社団法人静岡県病院協会会長
静岡県産婦人科医会会長
静岡県精神科病院協会会長
公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部長

} 様

静岡県健康福祉部長

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行等について（協力依頼）

日頃、本県の母子保健行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
このことについて、令和7年1月17日に、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が施行されました。

本県では、下記窓口にて補償金等の請求、相談受付を行っておりますので、御承知いただくとともに、対象者から診断書の作成依頼や県からの記録の調査等があった場合には、御協力をいただきますようお願いいたします。

また、別添1のこども家庭庁並びに厚生労働省からの通知のとおり、旧優生保護法に関係する資料については、法の施行に伴い新たに一時金支給の対象となった、旧優生保護法に基づき実施された人工妊娠中絶に関する資料についても、併せて適切な保全をお願いします。

なお、各医療機関には別添2のとおり通知しますので申し添えます。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 受 付 窓 口 | 静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課内
静岡市葵区追手町9-6（県庁西館3階） |
| 2 専用相談電話 | 054-221-3157 |
| 3 ファックス | 054-221-3521 |
| 4 対応時間等 | 月曜日から金曜日（年末年始・土日祝日除く）8:30～17:15 |
| 5 そ の 他 | 申請書類等は、県こども家庭課ホームページからダウンロード
できます。 |

<県こども家庭課ホームページ>



<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kodomokosodate/1040717/1022291.html>

担 当 こども未来局こども家庭課母子保健班
電話番号 054-221-3309